

エコアクション21 環境活動レポート

(平成28年4月～平成29年3月)



蓬萊橋

平成29年10月



静岡県島田市



「蓬莱橋（ほうらいばし）」

大井川に架かる蓬莱橋は、明治12年に架けられた木造の橋で、全長897.4m・幅2.4mあり農業用の橋として誕生しました。現在では歩行者や自転車だけが通行できる貸取り橋として観光名所になっています。

蓬莱橋は、「厄なし（897.4m）の橋」や「長生き（長い木）の橋」とも呼ばれています。

また、平成9年12月30日付で「木造歩道橋として世界一の長さ」として英国ギネス社の認定を受けました。

夜はライトアップされ、幻想的な風景を楽しめます。

目次

島田市環境方針	1
1. 組織の概要	2
2. 実施体制	4
3. 環境目標と実績	5
4. 目標達成に向けた具体的な取組	
(1) 日常業務に関する取組	11
(2) 施設や設備機器に関する取組	12
(3) 各課等における独自取組	14
(4) 平成29年度の取組	16
5. 教育・訓練の実施	19
6. 環境関連法規への違反・訴訟等の有無	22
7. 環境に関する苦情の受付状況	23
8. 代表者による全体の評価	24

島田市環境方針

<基本理念>

島田市は、環境基本条例の基本理念に基づき、全職員が一丸となって全ての行政活動において、地域環境と地球環境の保全と創造のため、率先してその役割を担っていきます。

- ・すべての市民は、人類の存続の基盤である限りある環境が将来にわたって適切に維持され、人と自然とが共生できるような多様な自然環境を、体系的に保全及び創造しなければならない。
- ・すべての市民は、地球環境の保全が自らの課題であることを認識し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目的とした取組を、自主的かつ積極的に行わなければならない。

～「島田市環境基本条例 第3条（基本理念）」より～

<環境方針>

- 1 市民、事業者、行政の協働のもと、島田市環境基本計画に基づいて環境の保全及び創造に配慮した施策と事務事業における取組を推進します。
- 2 重点的に省資源、省エネルギー、廃棄物の減量とリサイクル、環境に配慮した物品の購入に取り組み、地球温暖化対策を推進します。
- 3 これらの取組については、具体的な目標と目標達成期間を定め、定期的に見直すとともに、継続的な改善活動を行います。
- 4 そのため、全職員が参画し環境経営のための組織運営体制を構築し、各自の役割と責任の所在を明確化し、自主的な活動を行います。
- 5 環境関連法令を遵守し環境汚染の予防に努めます。
- 6 環境方針及び環境経営システムに基づく活動の結果については全職員に周知するとともに、広く市民へも公表し、情報の公開と交流に努めます。

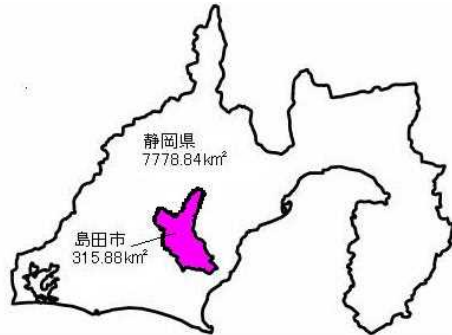
平成 25 年 5 月 29 日

島田市長

染谷 絹代

1. 組織の概要

(1) 市の概要



島田市は、平成 17 年 5 月 5 日に旧島田市と旧金谷町が合併し、新島田市としてスタートしました。その後、平成 20 年 4 月 1 日に榛原郡川根町と合併し、現在の島田市となりました。

静岡県のほぼ中央に位置し、市内を大井川が流れ、北には南アルプスへ続く山々が連なり、南西には緑豊かな牧之原台地が広がる自然の恵み豊かな都市です。市の面積は 315.70 km²で、平成 29 年 3 月 31 日現在の人口は 99,761 人 (37,336 世帯) です。

大井川流域の中核市として、「人と産業・文化の交流拠点 水と緑の健康都市 島田」を目指し、まちづくりを進めています。

(2) 自治体名及び代表者名

自治体名 島田市

代表者名 島田市長 そめや 染谷 きぬよ 絹代

(3) 所在地

〒427-8501 静岡県島田市中心町 1 番の 1 (本庁舎)

(4) 事業活動の内容

島田市役所における行政事務

(5) 事業の規模

①平成 28 年度一般会計当初予算：36,333,000 千円

②職員数：1,155 人 (平成 28 年 4 月 1 日現在)

※特別職、嘱託員・臨時職員を含み、市民病院職員を除く。

(6) 環境管理責任者

島田市地域生活部長 すぎむら 杉村 よしひろ 嘉弘



横断幕で夏季の節電を呼びかけ (本庁舎)

(7) 担当課

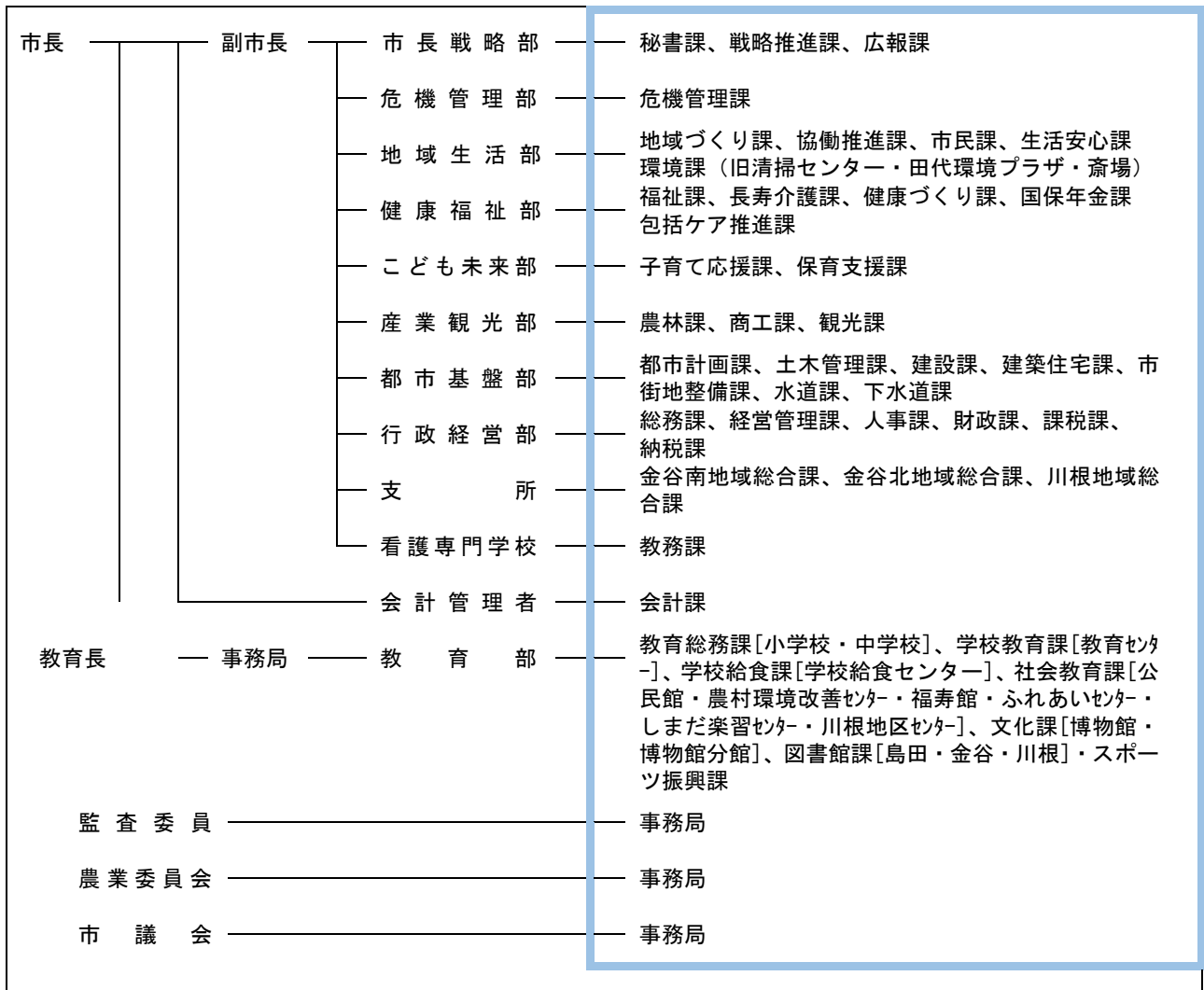
島田市地域生活部環境課環境係
 所在地 〒427-0034 静岡県島田市伊太7番地の1
 電話 0547-36-7145
 FAX 0547-34-5501
 E-mail kankyo@city.shimada.lg.jp

(8) 取得の範囲

本庁舎、金谷庁舎、旧清掃センター、田代環境プラザ、斎場、支所、保健福祉施設、図書館、上下水道施設、博物館、教育部施設、行政サービスセンター、保育施設、小中学校、看護専門学校

平成28年度島田市行政組織図

— 認証取得範囲



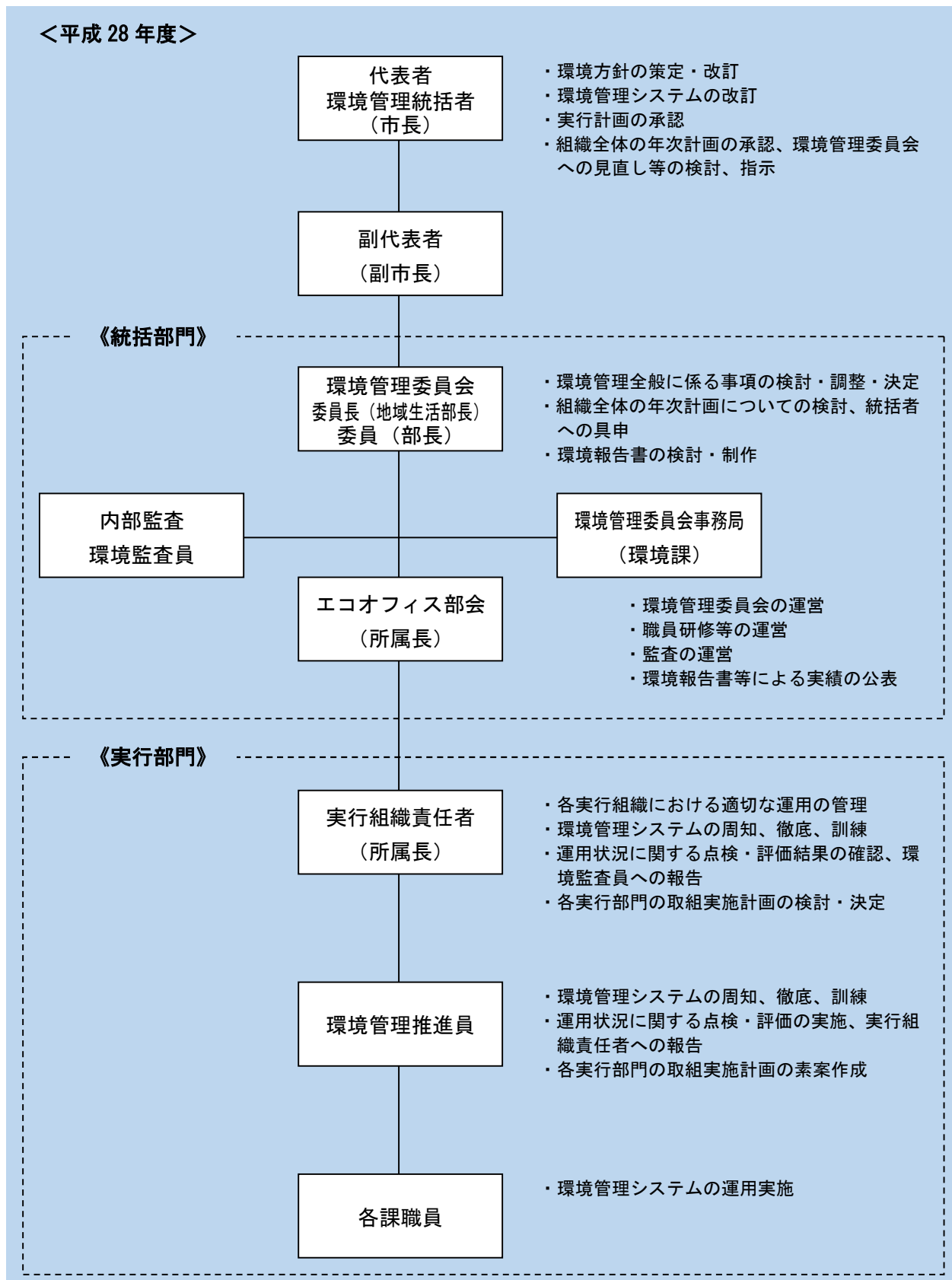
※市民病院は、平成23年4月から地方公営企業法の全部適用へ移行したため対象から外しています。

※消防本部は、平成28年度から広域化のため対象から外しています。

※市有物件のうち、指定管理者による管理運営施設は認証取得の範囲から除外する。

2. 実施体制

島田市地球温暖化対策実行計画と連動し、平成 28 年度は以下の実施体制でエコアクション 21 に取り組みました。



3. 環境目標と実績

環境目標については、エコアクション2.1の認証取得範囲に限らず、島田市地球温暖化対策実行計画と連動し、全庁的に取り組んでいます。

(1) 全体目標（温室効果ガスの総排出量に関する目標）

島田市地球温暖化対策実行計画では、市の事務・事業から排出される温室効果ガスの排出量の削減目標を以下のとおり定めています。

平成26年（2014年）度を基準に
平成30年（2018年）度の温室効果ガス（CO₂換算）の排出量を4%削減する

温室効果ガスの排出削減目標

項目	基準年度 (平成26年度)	実績値(平成28年度)	目標値(平成30年度)
		増減率	目標削減率
温室効果ガス総排出量 (二酸化炭素換算)	35,960 t-CO ₂ /年	28,974 t-CO ₂ /年	34,521 t-CO ₂ /年
		△19.4%	△4%

※平成28年度から各年度1%強ずつ削減し、平成30年度までに4%削減する。

(2) 個別取組

温室効果ガスの総排出量の削減目標を達成するため、排出活動を6つの項目に分類して個別に目標を設定しています。なお、下水・し尿・雑排水処理については、市域における下水道接続及び合併処理浄化槽の普及促進により温室効果ガスが増加するため削減目標は設定していません。同様に、麻酔剤（笑気ガス）の使用についても、医療用途のため削減目標は設定していません。また、間接的に温室効果ガスの排出量の削減に寄与する取り組みとして水の使用量などについても目標を定めています。個別取組の内容については、以下のとおり定め、この内容に基づいて具体的な管理・取組を実施しています。

取組方針とその目的

個別取組	内容
①燃料の使用	市の施設等における燃料（ガソリン、灯油、軽油、A重油、LPガス、都市ガス）の使用に伴う温室効果ガスの排出量削減に取り組みます。
②他人から供給された電気の使用	市の施設における電気の使用に伴う温室効果ガスの排出量削減に取り組みます。
③一般廃棄物の焼却	田代環境プラザにおける一般廃棄物の焼却とクリーンセンターにおける汚泥の焼却に伴う温室効果ガスの排出量削減に取り組みます。
④公用車の使用	市の公用車の使用（走行距離及びカーエアコン使用台数）に伴う温室効果ガスの排出量抑制に取り組みます。公用車の使用については、市民サービスと直結するため、現状維持を目標とします。

個別取組	内 容
⑤水の使用量	水の使用量を前年度比1%以上削減するように努める。
⑥用紙の使用量	A4版用紙に換算して総務課集中管理分使用量を5,808,750枚(平成26年度実績)から増加させないように努める。
⑦燃えるごみの排出量	燃えるごみ(一般廃棄物)の排出量(庁舎のみ)を前年度比1%以上削減するように努める。
⑧グリーン購入率	グリーン購入率90%以上を維持するように努める。

(3) 個別取組目標と実績

前記の個別取組から指標数値を用いて具体的に「取組目標」を定め取り組んでいます。

個別取組①：燃料の使用

平成30年度目標：温室効果ガス排出量(t-CO₂)を平成26年度比「7%以上」削減

項目	H26 (基準値)	将来推計値	H30 (目標値)	H28 (実績)	H28増減率 (対将来 推計値比)
温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	5,713	5,484	5,313	5,470	△4.2% (対H26比)
ガソリン使用量(ℓ)	146,975	114,140	110,716	91,308	△20.0%
灯油使用量(ℓ)	429,808	396,492	384,597	391,383	△1.3%
軽油使用量(ℓ)	146,698	134,276	130,248	117,205	△12.7%
A重油使用量(ℓ)	916,114	872,404	846,232	809,308	△7.0%
LPガス使用量(m ³)	169,567	186,965	181,356	209,553	+12.1%
都市ガス使用量(m ³)	148,494	132,714	128,733	172,705	+30.1%

※将来推計値とは、市有施設の新築・廃止や移管等の計画期間中に見込まれる施設の増減及び地球温暖化係数の改正に伴う増減を見込んだ数値で、目標値は将来推計値から3%削減とする。

※温室効果ガス排出量は基準値対比で、ガソリン使用量等は将来推計値対比を記載。

《考察》

ガソリン・軽油使用量については、消防本部の広域化に伴い公用車の所有台数が減少したことにより減少しています。A重油使用量については、プラザおおりの空調設備を都市ガスに切り替えたため減少しています。しかしながら、その分都市ガス使用量は増加する結果となりました。この切り替えを温室効果ガスの排出量で見ると大幅に減少しており、大きな効果があったことがわかりました。

燃料の使用に伴う温室効果ガスの排出量については、平成26年度比で4.2%減少しているため、今後は更なる減少を目指しLPガスや都市ガスの消費量削減に努めていく必要があります。

個別取組②：他人から供給された電気の使用
平成30年度目標：温室効果ガス排出量（t-CO₂）を平成26年度比「3.5%以上」削減

項目	H26 (基準値)	将来推計値	H30 (目標値)	H28 (実績)	H28 増減率 (対将来 推計値比)
温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	15,016	14,940	14,490	13,810	△8.0% (対H26比)
電気使用量 (kWh)	29,270,393	29,046,672	28,175,272	29,032,374	△0.04%

※温室効果ガス排出量は基準値対比で、電気使用量は将来推計値対比を記載。

《考察》

電気の使用量については、お茶の郷が県に移管されたため僅かではありますが減少しています。しかしながら、使用量の多い島田市民病院や川根温泉での使用量が増加したため、減少量が微量となっています。

今後は、川根温泉のメタンガス発電施設から発電された電気を川根温泉ホテルで自家消費するため、電気使用量は減少する見込みとなっています。

個別取組③：一般廃棄物の焼却
平成30年度目標：温室効果ガス排出量（t-CO₂）を平成26年度比「4%以上」削減

項目	H26 (基準値)	H30 (目標値)	H28 (実績)	H28 増減率 (対H26比)
温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	14,881	14,285	9,325	△37.3%
田代環境プラザ焼却処理量 (t)	31,313	29,996	30,200	△3.6%
クリーンセンター焼却汚泥量 (t)	1,630	-	1,629	△0.06%

※田代環境プラザの焼却処理量については、島田市一般廃棄物処理基本計画の計画内容に基づき削減目標を設定しています。

※クリーンセンター焼却汚泥量については、し尿処理により発生する汚泥のため削減目標は設定していません。

《考察》

一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガスの排出量については、水分を除いた廃プラスチック類の焼却量を算出し、排出係数を乗じて算出しています。平成28年度は、ごみ質分析による廃プラスチック類の含有量が低かったことが影響し、温室効果ガスの排出量が大幅に減少されました。この結果が全体の削減量に大きく影響しています。

しかしながら、この結果は事業者や市民から搬入される焼却物に起因するため、次年度以降の傾向を注視していく必要があります。

個別取組④：公用車の使用

平成30年度目標：温室効果ガス排出量（t-CO₂）を平成26年度比「26%以上」削減

項目	H26 (基準値)	将来推計値	H30 (目標値)	H28 (実績)	H28増減率 (対将来 推計値比)
温室効果ガス排出量(t-CO ₂)	19	14	14	15	△21.0% (対H26比)
公用車の走行(km)	1,973,991	1,760,002	1,760,002	1,671,950	△5.0%
カーエアコン使用台数(台)	291	264	264	253	△4.2%

※公用車の使用の目標値設定にあたっては、将来推計値からの現状維持とした。

※温室効果ガス排出量は基準値対比で、各項目は将来推計値対比を記載。

《考察》

公用車の走行及びカーエアコンの使用台数については、将来推計値より削減が見られますが、温室効果ガスの排出量については目標に届いていない結果となりました。この理由については、走行距離から算出する際に車種別により排出係数が異なるため、距離が減少しても温室効果ガスが増加してしまうこともあります。

今後も、公用車の適正利用を推進し目標達成を目指していきます。

個別取組⑤：水の使用量

平成28年度～平成30年度目標：前年度比「1%以上」削減

項目	H27 (前年度値)	H28 (目標値)	H28 (実績)	H28増減率 (対前年度比)
水の使用量(m ³)	458,241	453,658	433,893	△5.3%

《考察》

水の使用量については、使用量の多い島田市民病院で大幅な削減が見られたほか、学校給食センターの統廃合により施設を集約できたため水使用量は減少しています。

しかしながら、病院については医療用途で使用しているため、継続的に減少していくことは難しいと考えられます。今後は、その他施設においても更なる節水に努めていく必要があります。

個別取組⑥：用紙の使用量
平成 28 年度～平成 30 年度目標：平成 26 年度実績から増加させない
(総務課集中管理分 A 4 換算 5,808,750 枚以下)

項目	H26 (基準値)	H28 (目標値)	H28 (実績)	H28 増減率 (対 H26 比)
用紙の使用量 (枚)	5,808,750	5,808,750	5,943,750	2.3%

《考察》

用紙の使用量については、平成 26 年度比で 2.3%の増加ということで目標達成には至りませんでした。しかしながら、前年度と比較すると大幅に減少しており、目標達成に向けて前進しています。

今後も資料の簡素化や作成部数の適正化、ペーパーレス化、再利用を推進し省資源に努めていく必要があります。

個別取組⑦：燃えるごみ（一般廃棄物）の排出量（庁舎のみ）
平成 28 年度～平成 30 年度目標：前年度比「1%以上」削減

項目	H27 (前年度値)	H28 (目標値)	H28 (実績)	H28 増減率 (対前年度比)
燃えるごみ排出量 (kg)	705,828	698,769	613,386	△13.1%

《考察》

燃えるごみの排出量については、前年度比で 13.1%削減となっており、目標を大きく上回っています。燃えるごみの排出については、事業から出るごみのほかに個人の事務作業から出るごみも含まれているので、各個人への啓発も進めていく必要があります。

個別取組⑧：グリーン購入率
平成 28 年度～平成 30 年度目標：グリーン購入率「90%以上」維持

項目	H26 (基準値)	H28 (目標値)	H28 (実績)
グリーン購入率 (%)	96.2%	90%以上	95.3%

《考察》

グリーン購入率については、高い数値を保っており、今後も 100%を目指しながら進めていきます。グリーン購入指針に基づく購入について、環境担当者だけでなく職員全員で意識して取り組んでいく必要があります。

○PCB廃棄物処理計画（高濃度PCB）

部署	品目	種別	数量	管理状況
財 政 課	蛍光灯安定器	高濃度	687.5 kg	H29.1.30 引渡済
	感圧複写紙	高濃度	463.2 kg	H29.1.30 引渡済
	トランス類	微量	2台	現在使用中
ス ポ ー ツ 振 興 課	コンデンサ類	微量	2台	保管中
	トランス類	微量	3台	保管中
	遮断機（OCB）	微量	1台	保管中
教育総務課	コンデンサ類	高濃度	1台	保管中
	トランス類	微量	3台	保管中（三小）使用中（一小・五小）
社会教育課	トランス類	微量	1台	保管中
文 化 課	トランス類	微量	5台	H38 までに処理
公社事務局	遮断機（OCB）	微量	1台	H29 処理予定
環 境 課	トランス類	微量	7台	保管中

○平成 28 年度化学物質使用量

担当課	物質名	年間使用量	処理対象物に対する単位当たり使用量	処理対象物
水道課	次亜塩素酸ナトリウム	30,015 kg	3.27 g/m ³	水道原水
	ポリ塩化アルミニウム	46,544 kg	16.11 g/m ³	水道原水
下水道課 （浄化センター）	高分子凝集剤	543 Kg	0.46 g/m ³	下水（供給汚泥）
	消臭剤（無臭元）	2,708 ℓ	2.27 ml/m ³	下水（供給汚泥）
	次亜塩素酸ナトリウム	10,883 ℓ	9.13 ml/m ³	下水（放流水）
下水道課 （クリーンセンター）	苛性ソーダ	134,760 kg	2.77 kg/kℓ	し尿・浄化槽汚泥
	次亜塩素酸ソーダ	28,000 kg	0.57 kg/kℓ	し尿・浄化槽汚泥
	硫酸	6,020 kg	0.12 kg/kℓ	し尿・浄化槽汚泥
	硫酸バンド	214,400 kg	4.40 kg/kℓ	し尿・浄化槽汚泥
	カチオン	2,700 kg	0.06 kg/kℓ	し尿・浄化槽汚泥
	アニオン	750 kg	0.02 kg/kℓ	し尿・浄化槽汚泥
環境課 （田代環境プラザ）	石灰石	747,699 kg	24.76 kg/t	焼却物
	高反応消石灰	150,847 kg	4.99 kg/t	焼却物
	アンモニア水（濃度 25%）	52,157 kg	1.73 kg/t	焼却物
	キレート	54,277 kg	1.80 kg/t	焼却物
	液体窒素	9,720 kg	0.32 kg/t	焼却物
	塩 酸（濃度 35%）	7,496 kg	0.25 kg/t	焼却物
	苛性ソーダ（濃度 25%）	15,106 kg	0.50 kg/t	焼却物
	亜硫酸ソーダ	100 kg	0.00 kg/t	焼却物
	脱酸剤	110 kg	0.00 kg/t	焼却物
	清缶剤	980 kg	0.03 kg/t	焼却物
	スケール・スライム防止剤	1,500 kg	0.05 kg/t	焼却物

4. 目標達成に向けた具体的な取組

(1) 日常業務に関する取組

(1) 省エネルギーの推進

職員による節電や燃料の使用抑制など、日常業務における省エネ活動を推進することにより、温室効果ガスの排出量削減に寄与します。

項目	取組内容
空調	<ul style="list-style-type: none"> ・空調設定温度の適正化と運転時間の縮小に努める。 ・使用されていない部屋・区画の空調は停止する。 ・カーテンやブラインドの利用等により、熱の出入りを調節する。 ・夏季におけるクールビズを励行する。
照明	<ul style="list-style-type: none"> ・始業前、昼休み、終業時は不要な照明を消す。 ・会議室やトイレ、給湯室、更衣室等の使用されていない部屋の消灯を徹底する。 ・廊下や通路、ロビー等の使用されていない共用区画は、支障のない限り消灯する。 ・日中は、自然光を最大限に活用し必要な照明のみ点灯する。
事務機器	<ul style="list-style-type: none"> ・長時間離席する時は電源を切る。 ・節電・省エネモードの機能を活用する。 ・退庁時には電源を切る。 ・省エネルギー性能の高い製品を購入する。
電化製品	<ul style="list-style-type: none"> ・電化製品（テレビ、冷蔵庫、電気ポット等）は、極力台数を整理し、必要最小限の使用に止める。 ・長時間使用しない場合は、プラグをコンセントから抜く。
給湯	<ul style="list-style-type: none"> ・冬季以外は極力給湯を使用しない。 ・温度設定は支障のない範囲で低めにする。
公用車	<ul style="list-style-type: none"> ・エコドライブを心掛ける。 ・近距離での移動は、徒歩や公用自転車を積極的に利用する。 ・出張等での移動は、公共交通機関を積極的に利用する。 ・会議等で同一方面から複数の職員が移動する際は、相乗りを励行する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・エレベーターの使用を控え階段の使用を励行する。 ・事務の効率化を図りノー残業デーの定時退庁に努める。

(2) 省資源の推進

温室効果ガスの削減に直結する取組ではありませんが、省資源等の環境配慮活動を推進することにより、間接的に温室効果ガスの排出量削減に寄与します。

項目	取組内容
水	<ul style="list-style-type: none"> ・汲み置き洗い等節水に努め、水を流しっ放しにしない。 ・毎月の使用量を管理し、漏水の早期発見に努める。 ・トイレでは擬音発生装置を活用する。
用紙類	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内LANを有効活用する。 ・両面印刷を徹底する。 ・可能な限り裏紙印刷や集約印刷を活用する。 ・会議資料や刊行物等の簡略化、簡素化（ワンペーパー）、作成部数の適正化により印刷数を削減する。 ・ファイリングの徹底により、資料等の共有化を図る。 ・事務手続きの簡略化、電子化を推進する。
廃棄物 リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ・マイカップ、マイボトル、マイ箸等を使用し、使い捨て容器の使用は自粛する。 ・執務室内のごみ箱を減らし、安易にごみを出さない環境を整える。 ・排出ごみの分別、資源化を徹底する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・封筒、ファイル等の再利用を徹底する。 ・トナーカートリッジの回収とリサイクルを推進する。 ・備品、事務用品の長期使用に努める。
物品購入	<ul style="list-style-type: none"> ・ファイリングによる執務室内の環境整備を徹底し、事務用品等の過剰購入をしない。 ・整理等で不要・余剰となった各課で保有する事務用品等を全庁LANに登録し全庁的な有効活用を図る。(物品バンク) ・グリーン購入を推進する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントにおける環境取組を推進する。

(2) 施設や設備機器に関する取組

(1) 運用改善による取組

施設や設備機器の保守・管理等の運用の改善を図り、温室効果ガスの排出量削減に寄与します。

項目	取組内容
空調	<ul style="list-style-type: none"> ・空調設備の起動時期・時刻の適正化を図る。 ・空調設備の定期的な保守・点検を実施する。 ・フィルター等の定期的な清掃を実施する。
照明	<ul style="list-style-type: none"> ・照明器具の定期的な保守・点検・清掃を実施する。 ・照明器具の定期的な清掃を実施する。
昇降機	<ul style="list-style-type: none"> ・利用の少ない時間帯においては、運転を一部停止する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水の有効活用と壁面・屋上緑化の推進に努める。 ・施設の省エネ診断を実施する。

(2) 導入、更新に関する取組

設備の導入、更新に際しては、環境に配慮した設備の導入に努めます。

項目	取組内容
空調	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー消費効率の高い空調設備の導入 ・空調対象範囲の細分化 ・可変風量制御方式の導入 ・遮熱ガラスフィルム等の導入
照明	<ul style="list-style-type: none"> ・高周波点灯形(Hf)蛍光灯やLED(発光ダイオード)照明等の高効率機器の導入 ・照明対象範囲の細分化 ・人感センサーの導入 ・調光制御のできる照明装置の導入
動力設備	<ul style="list-style-type: none"> ・インバータ制御システムの導入
受変電	<ul style="list-style-type: none"> ・デマンド制御の導入 ・力率改善制御システムの導入 ・変圧器の統合
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・低公害車や低燃費車の導入 ・再生可能エネルギーの導入 ・壁面緑化、屋上緑化の導入 ・国等の補助金事業を活用した省エネルギー改修の推進

<平成28年度ノーカーデー取組実績>

中部5市（静岡市、焼津市、藤枝市、島田市、牧之原市）では、毎月第3金曜日を統一「ノーカーデー」に定め実施しています。自動車・二輪車で通勤している職員を対象とし、公共交通機関の利用や相乗り乗車等二酸化炭素の排出量が少ない通勤方法を選択することで、二酸化炭素排出量の削減に取り組んでいます。

（※）認証取得範囲外

組 織 名	対象者数 (延べ人数)	実施者数 (延べ人数)	実施率	二酸化炭素削減量 【片道のみ】(kg)
市長戦略部	142	139	97.5%	257.38
危機管理部	94	57	60.7%	87.75
地域生活部	557	421	75.6%	301.41
健康福祉部	800	691	86.3%	937.51
こども未来部	704	176	25.0%	31.01
産業観光部	440	334	75.8%	622.01
都市基盤部	850	731	85.9%	1,117.13
行政経営部	553	415	75.0%	571.24
支所	155	105	67.7%	198.10
病院事務局	437	234	53.5%	287.23
看護専門学校	80	49	61.1%	34.29
会計課	53	29	54.2%	39.65
監査委員事務局	55	32	58.3%	34.80
議会事務局	53	43	81.3%	148.43
教育部	558	309	55.3%	377.86
合 計	5,531	3,765	68.0%	5,045.80
参考:平成27年度	6,540	4,035	61.3%	5,312.87

二酸化炭素削減量の5,045.80kgをガソリン消費抑制量に換算すると2,174.9リットル分になります！！

《考察》

平成28年度の実施率は68.0%で、平成27年度の61.3%に比べ実施率が6.7%向上しました。しかし、実施対象者が減少したため二酸化炭素削減量は平成27年度に比べ減少しています。

第3金曜日が属する1週間をノーカーデー実施週間と定め、第3金曜日に勤務や休暇等の都合で取り組めない職員については、実施週間内の他の曜日でも実施できるよう取組機会を増やし、実施者の増加に努めています。

(3) 各課等における独自取組

市では、各課における自らの事務・事業による環境側面を検討し、それを低減させるための独自の取組を定め実施しています。

平成28年度に各課等で実施した独自取組の一部を紹介します。

○地域生活部

部署名	平成28年度の実施内容と評価
協働推進課	【Eメール等の利用によるペーパーレス化】 メールを利用したり、自治会長あての文書についてはまとめて郵送したり、会議の際に配布するなど工夫し、郵便料計器使用分を抑えることができた。切手やはがき購入分は上記実績に含んでいないが、昨年度と比較し、支出を抑えることができたため、今後も節約に努めていきたい。
生活安心課	【JR各駅における放置自転車の削減】 撤去台数は、月ごとの変動があるが、全体で見ると減少傾向にある。引き続き現行の対策を実施していきたい。

○健康福祉部

部署名	平成28年度の実施内容と評価
健康づくり課	【健幸マイレージの推進】 参加者数755名、応募通数1,863通。前年度より実績を伸ばすことができたが、前期・後期と区切ったために40ポイントを集める前に、途中で終わってしまい応募まで至らなかった人もいた。イベント等の周知方法が課題。（健康づくりのため、車の使用等を避け徒歩によるエコ推進など）
国保年金課	【チラシ等の余白に環境への配慮を推進するメッセージを記載】 昨年度からの取り組みとして実施してきたが、封筒やお知らせの余白部分を使用しているため、小さな文字で記載せざるを得ないことから、市民がどのようにメッセージを感じているのか判断が難しい。今後も継続的に実施することで効果も現れてくるのではないかと考える。

○こども未来部

部署名	平成28年度の実施内容と評価
こども発達支援センターふわり	【自然を生かした保育・療育を行う】 日常の保育（療育）の中で、自然に触れたり季節の変化に気づける機会を多く取り入れることができた。親子ふれあい会でウォーターパークや散歩を計画し、親子で自然に触れたり廃材で遊んだりすることができ、良い機会となった。
かわね保育園	【廃棄物を遊具に転用】 主に、年中・年長児を対象に話をしたり、リサイクル工作遊びを進めてみたが、内容によっては年少児も取り組んでみる事が出来、計画より対象を広げての取り組みが出来た。楽しみながら、資源を大切にすること、ゴミの減量化などを伝えたり、考えたりする機会になったと思う。その時は、興味を持って話を聞いたりしてくれるが、実際の生活の中で意識し続けたりするのはなかなか難しいと感じている。 子ども達と出来る環境境域や、子ども達が興味を持てる取り組み内容を今後も考えていきたい。

○都市基盤部

部署名	平成 28 年度の取組内容と評価
建設課	【コピー用紙の使用料削減】 計画より使用枚数は▲10,000 枚であったが、印刷されたままで放置された資料が多々見受けられた。カラー印刷機はトナーやドラムカートリッジなど、多くの経費がかかるため、不用意な印刷は避け必要最小減に留めれば使用枚数は更に削減できると思われる。
水道課	【水道課の電気使用量の削減】 28 年度後半は、井水水源の改修があり浄水場への負担が増加した。井水送水量の減少分を稲荷浄水場で賄うと、規模の違いから前年対比で稲荷浄水場の増加率が大きくなるが、トータルで見ると概ね計画どおり減少したと考える。ただし、3 月分は、井水水源、稲荷上浄水場（表流水）ともに上昇しており、今後の動きに注視したい。
下水道課（クリーンセンター）	【汚泥乾燥焼却設備の重油使用量を削減して環境負荷の軽減を図る】 年間平均で 2.95/Kl で、計画目標を達成できた。

○行政経営部

部署名	平成 28 年度の取組内容と評価
財政課	【グループウェアへ電力使用状況を掲載し、職員に節電啓発を行う】 数値目標を達成するための取組として、今年度、電気使用量の削減取組を無理なく実施できた。職員一人ひとりに省エネ・節電に関する意識があり、エアコンの設定温度を守る、お昼に執務空間を消灯する、業務終了後、不要な電源を切る等、自然に対応できる環境になったと感じた。職員の協力により目標であった最大デマンド 240kw 以下（実測値：233kw）という結果につながった。しかしデマンドの増減は、環境（天候や気温）によることが大きいので、今後は、職員の積極的な取組により消費電力の削減につなげたい。

○教育部

部署名	平成 28 年度の取組内容と評価
図書館課（川根図書館）	【除籍した図書を無料配布し、リサイクルを推進する】 配布日をイベントに併せたことにより集客の成果がでた。配布は、図書 100%と評価できたが、雑誌は週刊誌等の時事的なものが多かったため持ち帰る人が少なく 58%となり全体では 81%と計画には届かなかった。時事的な週刊誌は 1 年以上経過すると価値がなくなり持ち帰りが極端に減少する。今後図書の配布数より雑誌数が増えていくため計画自体の見直しを検討したい。
文化課	【間伐材の再利用】 諏訪原城跡の木材を使用し城門を復元した。また、その工事には市民の手による作業を取り込んだ。諏訪原城跡は草も生えやすくその維持管理にも時間及び労力を必要としている。市民との協働作業を実施することにより見学路のウッドチップ配布など新たな対処法で見学者の安全や草刈等の労力を減らした。看板や木柵を長く保たせるため防腐剤の塗布を実施した。

(4) 平成 29 年度の取組

平成 29 年度は、島田市地球温暖化対策実行計画に基づき、「温室効果ガスの排出量を平成 26 年度比 4 %削減」を目指して全庁で取り組んでいます。

市域全体を含めた取組も実践されています。そのうちの一部をご紹介します。

川根温泉メタンガス利活用への取組み

(観光課) H29. 4. 11



[エネルギーの地産地消]

島田市では、市内の川根温泉内の市有地に、温泉から湧出するメタンガスを利用した発電施設を設置し、平成 29 年 4 月から本格稼働を始めた。発電した電力を川根温泉ホテルに供給するとともに、発電時に発生する熱を回収し、隣接する川根温泉ふれあいの泉に供給する、天然ガスコジェネレーションシステムを構築しました。

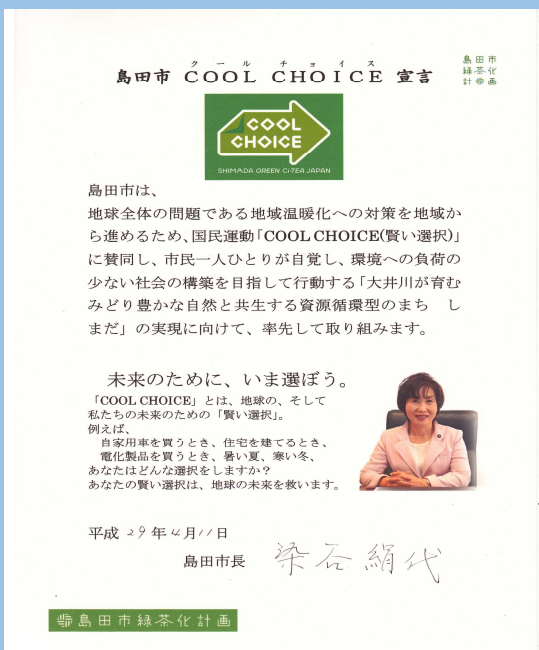
未利用エネルギーの活用により、温泉施設の維持経費の削減や二酸化炭素(CO₂)の排出削減が可能となり、エネルギーの地産地消が図られました。

[施設概要]

- ①川根温泉井戸から湧出するメタンガス 85%の天然ガスを利用し、年間 65 万 kw の発電が可能。(鉱業権取得)
- ②発電量は最大で毎時 100kw で、1 日約 2000kw の発電が可能。
- ③川根温泉ホテルの使用電気量の 6 割り賄うことができる。
- ④メタンガスの放出を抑えることで、年間 3200t の二酸化炭素(CO₂)の削減につながっている。
- ⑤総工費 172,800,000 円
補助金 134,400,000 円

クールチョイス（賢い選択）宣言

（環境課）H29. 4. 11



〔クールチョイスとは〕

地球温暖化対策の国際的な枠組みである「パリ協定」において、2030年に2013年比で26%のCO2の排出削減を目標としています。

この目標達成のためには、家庭や業務部門において40%の排出削減が必要となっています。

「COOL CHOICE」は、この目標達成のために温暖化対策のアイデアや行動を推進し、また快適な暮らしにもつながる、あらゆる「賢い選択」をしていこうという取り組みです。

（市長による「宣言書」署名）

クールチョイスをもっとわかりやすく一言で言えば、環境省が「未来のために、いま選ぼう。」という言葉でこの取り組みを表しているように、「環境に優しく、自分にも得になることを選択する。」ということです。

島田市は、4月11日に「環境省」が提唱する温暖化防止の国民運動「クールチョイス（賢い選択）」に積極的に取り組んでいくことを宣言しました。

市では取り組みの一環として、FM 島田を活用したPRや、ふるさと大使を招いた環境講演会の開催などを予定しています。

宣言書には、『大井川が育む緑豊かな自然と共生する資源循環型のまち』に向け、率先して取り組むこととしています。



小学4年生によるごみ処理場の見学

(田代環境プラザ)



例年、小学生4年生の環境教育の一環として、市内の小中学校から田代環境プラントのごみ処理場の見学会が行われています。

見学会では環境課職員から、市内から発生するゴミの量やゴミの分別によるリサイクルへの取り組みにより、ゴミの減量化が地球温暖化防止に繋がっていることを説明しています。

夏休み親子環境学習講座

(環境課) H29. 8. 10



環境課では、今年も島田ガス株式会社のご協力をいただき、「環境問題と私たちの環境にやさしい生活」をテーマに親子環境学習講座を開催しました。

環境やエコ生活について、液体窒素実験や環境クイズなどを通して親子で楽しく取り組んだあと、普段ではなかなか見られない田代環境プラザのごみ焼却施設を見学しました。

5. 教育・訓練の実施

(1) 会議・研修会等

「島田市環境基本計画」、「島田市地球温暖化対策実行計画」の進行管理、環境管理システム（エコアクション2.1）の周知・運用のため、会議・研修会等を開催しました。

①会議・研修会

開催日	会議等名称	内容
平成28年4月18日	第1回環境管理推進員研修会	①実行計画に係る監視及び測定について ②ノーカーデー実施結果の入力について ③グリーン購入について ④エコアクション2.1について
平成28年5月12日	学校事務職員研修会	①実行計画に係る監視及び測定について ②ノーカーデー実施結果の入力について ③グリーン購入について ④エコアクション2.1について
平成28年10月17日	環境監査員研修会	①平成28年度内部環境監査の実施について
平成28年12月5日	第2回環境管理推進員研修会	①エコアクション2.1更新審査について

②内部監査

開催日	会議等名称	内容
平成28年10月26日～ 平成28年11月2日	書類審査	①実行計画に係る監視及び測定結果の入力状況について ②エネルギー使用量の増減理由について
平成28年11月9日～ 平成28年11月10日	内部環境監査	③各課の独自取組実施状況について ④グリーン購入実施状況について ⑤ノーカーデー実施状況について

《内部環境監査における指摘事項等》

概ね良好な運用であったが、各課独自の環境取組実施状況票やグリーン購入調達実績票について、課内への周知・報告が不十分な部署が見受けられた。

③環境学習



(自転車による自家発電体験)



(ごみ分別ゲーム風景)



(まとめ学習風景)

[アースキッズチャレンジ]

地球温暖化対策に取り組む新たな担い手を育成するため、市では静岡県地球温暖化防止活動推進センターと学校との三者により、アースキッズ事業を実施しています。

自転車による自家発電やゴミ分別ゲームを通して、楽しみながら温暖化防止への具体的な取り組み方法を考え、身につけてもらいます。

平成 28 年度は、市内の 11 校で実施し、533 人の児童が参加しました。

(2) 情報発信による啓発活動

環境に関する情報を載せた「環境通信(Ecology News)」を庁内グループウェア掲示版で発信し、職員への啓発を行いました。

平成 28 年度に発行した環境通信

号数	タイトル
第 65 号	温室効果ガス総排出量
第 66 号	平成 28 年度環境監査結果報告

(3) 環境上の緊急事態の施行及び訓練

環境上の緊急事態が発生した際の訓練として、灯油等の地下タンクを所有する施設に油類等流出防止資材の配備と訓練の実施を呼びかけています。

また、年に 1 度灯油等の地下タンクを所有している施設の所管課及び、それらの施設の管理を委託している業者の希望者を募り、安倍川・大井川水系水質汚濁対策連絡協議会の主催による油流出対策訓練 (H29. 9. 27PM) に参加しています。



(土嚢による屋外流出防止対策)



(吸着マットの敷設)

田代環境プラザでは、危険物貯蔵施設における適正管理と油類流出事故防止等の対応についての手順を定め、緊急時における事故の拡散防止と近隣住民への安全及び環境汚染防止を図ることを目的として、塩酸漏洩対応訓練・アンモニア漏洩対応訓練・CO中毒者救出訓練・灯油漏出訓練・ごみピット転落者救出訓練を毎年計画的に実施しています。

訓練当日は、塩酸の受入時に漏洩事故が発生したことを想定し、施設外への漏出防止のための緊急措置に加え、塩酸の中和に必要な消石灰の理論必要量を確認する訓練を実施しています。

(H28. 8. 25 田代環境プラザ訓練風景)

6. 環境関連法規への違反・訴訟等の有無

平成28年度中に法令違反や事故、異常事態の発生は報告されておりません。また、過去3年にわたって違反・訴訟もありませんでした。

環境に関する法令等の一覧

	法令等名称	内容	関係課
環境全般	環境基本法	・環境施策の策定及び実施	環境課 全庁
	静岡県環境基本条例		
	島田市環境基本条例		
	循環型社会形成推進基本法	・循環資源の適正な措置、循環資源に関わる施策の策定及び実施	環境課 全庁
	地球温暖化対策の推進に関する法律	・市役所における温暖化対策実行計画の策定及び実施、実施状況の公表	環境課 全庁
	静岡県地球温暖化防止条例		
資源循環関係	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）	・廃棄物関連施策の実施 ・市の事務・事業から排出される一般廃棄物の処理 ・市の事務・事業から排出される産業廃棄物の処理	環境課 全庁 財政課（庁舎）
	島田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例		
	静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例		
	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）	・廃棄物関連施策の実施 ・市の事務・事業から排出される廃棄物の処理	環境課 全庁
	使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）	・公用車の廃車時の環境配慮 ・購入・入替・車検時のリサイクル券購入	財政課（庁舎） 公用車所有課
	資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）	・パソコン類の廃棄時の適正処理	広報課 全庁
	特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）	・庁舎等から廃棄される特定家電製品の適正処理	特定家電所有課
	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）	・業務用冷凍空調機器の廃棄等・整備時におけるフロン類の適正処理	機器所有課
	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）	・市の事務・事業における環境負荷の低減に資する物品、役務の調達の推進	全庁
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）	・地域における資材の再資源化の促進 ・公共事業における建設廃棄物の再資源化と再利用の促進	契約検査課 建設工事担当課
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）	・食品廃棄物等の減量、再生利用	学校給食課	
公害対策関係	大気汚染防止法	・ばい煙発生施設等（ボイラー等）の届出、測定・記録、規制基準の遵守	特定施設所管課
	水質汚濁防止法	・特定施設の届出、測定・記録、排水基準の遵守	特定施設所管課 環境課
	騒音規制法	・騒音を発生する特定建設作業及び特定施設の届出、規制基準の遵守	特定施設所管課 建設工事担当課
	振動規制法	・振動を発生する特定建設作業及び特定施設の届出、規制基準の遵守	特定施設所管課 建設工事担当課
	悪臭防止法	・悪臭を発生する特定施設の規制 ・地域における悪臭の防止	環境課

	法令等名称	内容	関係課
	静岡県生活環境の保全等に関する条例	・大気、水質、騒音、振動、悪臭等に関する規定・規制	特定施設所管課 建設工事担当課
化学物質危険物関係	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）	・特定化学物質の排出管理	下水道課 環境課
	ダイオキシン類対策特別措置法	・ダイオキシンの排出抑制・管理	環境課 特定施設所管課
	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特別措置法）	・PCBの適正な管理及び処理（処理計画の策定、県知事への届出）	PCB保有課
	農薬取締法	・樹木の防除	該当施設所管課
	農薬安全使用指針・農作物病害虫防除基準（県指針）		
	消防法	・危険物（重油、灯油等）大量貯蔵施設における危険物の適正管理	該当施設所管課
	危険物の規制に関する政令		
その他	下水道法	・公共下水道事業の運営 ・公共下水道への排水	下水道課 下水接続施設所管課
	島田市下水道条例		
	島田市住宅団地汚水処理場条例	・コミュニティプラントの管理	下水道課
	浄化槽法	・浄化槽設置の届出、浄化槽の適正管理（法定検査）	設置施設所管課
	エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）	・エネルギー管理指定を受けている施設におけるエネルギーの使用状況の届出	環境課 該当施設所管課
	島田市ごみのない美しいまちづくり条例	・環境美化及び資源の再利用に関する活動の推進	環境課

7. 環境に関する苦情の受付状況

平成 28 年度において市民から寄せられた環境に関する苦情等の件数は下表のとおりです。市の事務事業に起因する苦情の受付はありませんでした。

島田市における公害苦情は、ここ数年減少傾向にありましたが、平成 28 年度は前年度と比べ 3 件の増となりました。種類別では、大気汚染に関する件数が 18 件で最も多く、中でも屋外での焼却行為（いわゆる「野焼き」）によるばい煙に関する苦情が最も多く寄せられています。

野焼きは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「静岡県生活環境の保全等に関する条例」により原則禁止されていますが、農作業に伴う燃焼行為等、例外として認められているものもあり、苦情申立者と苦情原因者双方の理解と配慮が必要であると感じます。今後も、ホームページや広報紙等を利用して、情報提供及び啓発に努めていきます。

（単位：件）

年度	大気	水質	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	合計
平成 28 年	18	2	0	6	1	0	2	0	29
平成 27 年	12	3	0	8	1	0	2	0	26
平成 26 年	21	4	0	8	0	0	5	2	40

8. 代表者による全体の評価



**未来のために、
いま選ぼう。**

地球温暖化対策の国際的枠組みである「パリ協定」において、批准国では2030年に2013年比で20%のCO₂（二酸化炭素）排出削減が目標となりました。

この目標を達成するためには、家庭・事業部門において40%削減が必要となっております。国では一昨年より、温暖化対策のため「賢い選択」を促す「COOL CHOICE」を旗印とした国民運動を展開し、地球温暖化に対する危機意識の浸透や低炭素な製品への買い替えなどライフスタイルの転換を図ることとしております。

島田市は、地球全体の問題である温暖化対策を地域から進めるためのクールチョイス事業に賛同し、市民一人ひとりが自覚し環境への負荷の少ない社会の構築を目指して行動する、「大井川が育むみどり豊かな自然と共生する資源循環型のまち しまだ」の実現に向けて率先して取り組んでいきたいと思っております。

このまちに生きる私達が、将来に亘って豊かで充実した生活を送ることができるまちを維持するためには、環境に配慮した再生可能エネルギー等の活用促進が不可欠であります。

本年4月には川根温泉ホテルにおいて天然ガス利用の発電設備が本格稼働し、県内有数の再生可能エネルギー等の先進市となりました。

今後も環境に優しいエネルギーシステムへの転換・導入に努めてまいりたいと考えております。

平成29年10月

島田市長 染谷絹代



エコアクション21
認証・登録番号 0003251

島田市エコアクション21環境活動レポート

平成 29 年 10 月 31 日発行

島田市地域生活部環境課（事務局）

島田庁舎
〒427-8501
静岡県島田市中心1番の1

事務局の所在地及び連絡先
〒427-0034
静岡県島田市伊太7番地の1
電話 0547-36-7145
E-mail kankyo@city.shimada.lg.jp
ホームページ <http://www.city.shimada.shizuoka.jp>